# 総合特別区域の進捗に係る事後評価［グリーン・イノベーション分野］

平成27年度

正

準

## ながさき海洋・環境産業拠点特区［指定：平成25年2月、認定：平成25年11月］

正：平成27年3月末までに計画が認定された地区／準：平成27年3月末時点では計画が認定されていない地区

## Ⅰ 目標に向けた取組の進捗に関する評価

ⅰ)＋ⅱ)の平均値　(4.0＋4.3)／2＝4.2　**4.2**

### ⅰ)取組の進捗

目標値に対する実績に基づく進捗度（当年度実績）

| 番号 | 評価指標 | 進捗度 | 評点 |
|---|---|---|---|
| 1 | 県内造船所による高付加価値船・省エネ船の建造量 | 99% | 4 |
| 2 | 県内造船所によるバラスト水処理装置の取扱件数 | 75% | 3 |
| 3 | 県内造船所等が建造に携わったあるいは県内に設置された海洋再生可能エネルギー利用発電設備の総設備容量 | 300% | 5 |

評価指標毎の進捗の評価の平均値　(5×1＋4×1＋3×1＋2×0＋1×0)／3＝4.0　**4.0**

・1つの評価指標に複数の数値目標がある場合は、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均する。
（例）評価指標1について、a、b、cという3つの数値目標があり、各数値目標の評点・寄与度がa：5・20%、b：4・10%、c：3・70%の場合、5×0.2＋4×0.1＋3×0.7＝3.5で、四捨五入して評価指標1の評価は「4」となる。

### ⅱ)取組の方向性に対する評価

専門家による評価の平均値　**4.3**

## Ⅱ 支援措置の活用と地域独自の取組の状況に関する評価

ⅰ)、ⅱ)、ⅲ)の平均値　(3.8＋2.8＋4.3)／3＝3.6　**3.6**

### ⅰ) 規制の特例措置を活用した事業等の評価

■国との協議の結果、現時点で実施可能なことが明らかになった措置による事業
（事項）
・本工場と飛び地工場間の公道輸送に係る特例措置
（概要）
・基準緩和認定申請（道路運送車両の保安基準第55条関係）に係る提出書類の簡素化。平成27年度は申請回数2回。

等

専門家による評価の平均値　**3.8**

### ⅱ) 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

専門家による評価の平均値　**2.8**

### ⅲ) 地域独自の取組の状況の評価

専門家による評価の平均値　**4.3**

## Ⅲ 取組全体にわたる事業の進捗と政策課題の解決に関する評価

（専門家所見（主なもの））

3.8

・バラスト水条約の発効遅れによる事業への影響は一部あるものの、当初の目標に向けて数多くの事業が精力的に実施され、概ね計画通り進捗していることは評価できる。

・特に、規制緩和、地域ワーキンググループ、雇用創造プロジェクト等の多くの地域独自の取組が成果につながっている。

・海洋再生可能エネルギー利用発電設備の普及拡大は今後2年間が正念場となるので、引き続き目標達成に努力されたい。

専門家による評価（専門家の総合的な所見）の平均値　3.8

## 総合評価

Ⅰ、Ⅱ及びⅢを1：1：2の比率で計算（4.2＋3.6＋3.8×2)／4＝3.9

**3.9**

（注）評価に係る評点及び表記の考え方については以下のとおり。
・評価は5～1（評点）で行う。
・進捗度は、100%以上を5、80%以上100%未満を4、60%以上80%未満を3、40%以上60%未満を2、40%未満を1とする。
・進捗度以外の評価項目における評点は、5：著しく優れている、4：十分に優れている、3：適当である、2：適当であると認めるには不十分である、1：適当であると認められないとする。